

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年6月16日(2016.6.16)

【公開番号】特開2014-221738(P2014-221738A)

【公開日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2014-065

【出願番号】特願2013-101651(P2013-101651)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 Q 5/00 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/81

A 6 1 Q 5/00

A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月26日(2016.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリビニルアルコール系重合体を含む化粧料組成物であって、

前記ポリビニルアルコール系重合体が、ポリビニルアルコール及びその誘導体から選択される少なくとも1種と重合性ビニルモノマーの少なくとも1種とを重合して得られるものである化粧料組成物。

【請求項2】

前記重合性ビニルモノマーが、アクリル酸及びメタクリル酸メチルからなる群から選ばれる少なくとも1種を含むものである、請求項1に記載の化粧料組成物。

【請求項3】

前記ポリビニルアルコール系重合体において、前記アクリル酸の使用量が0.5～20質量%であり、前記メタクリル酸メチルの使用量が5～40質量%である、請求項2に記載の化粧料組成物。

【請求項4】

前記ポリビニルアルコール系重合体が、前記ポリビニルアルコール及びその誘導体から選択される少なくとも1種に前記アクリル酸及びメタクリル酸メチルからなる群から選ばれる少なくとも1種がグラフト重合した共重合体である、請求項2又は3に記載の化粧料組成物。

【請求項5】

前記ポリビニルアルコール系重合体の重量平均分子量が、1万～50万である、請求項1～4のいずれかに記載の化粧料組成物。

【請求項6】

スキンケア化粧料又はヘアケア化粧料の形態である、請求項1～5のいずれかに記載の化粧料組成物。